

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和8年7月3日
発注機関	和歌山森林管理署
事業名	上秋津治山工事(12号集水井工)
公告日	令和8年6月10日
開札日時	令和8年7月17日
質問の内容	① 18号代価表・22号代価表 発動発電機[排出ガス対策型(第3次基準値)]ディーゼルエンジン・超低騒音型・125/150kVAとありますが、賃料(長期割引)か損料(13欄)のどちらで積算されているか、ご教示お願い致します。 ② 時間的制約を受ける工事の補正について 【労働者の集散場所(現場事務所等)から施工箇所までの移動に時間を要し、通常の作業時間に制約を受ける場合は、積算要領細部取扱いの7(3)に規定する補正を適切に適用すること。】と、林野庁の規定ではなっています。 上秋津地区では2トン車が限界の幅員の狭い農道を利用するため、現場事務所等を施工箇所付近に設置する事は困難です。 通常設置可能な場所から施工箇所まで、軽自動車で移動時間が片道約16分・往復32分かかります。 上記から、時間的制約を受ける工事の補正対象に該当するのではないのでしょうか。 また、【時間的制約を受ける工事の補正対象に該当しない】との回答の場合、どの様な場合に該当するのか、ご教示お願い致します。
質問の回答	① 発動発電機[排出ガス対策型(第3次基準値)]ディーゼルエンジン・超低騒音型・125/150kVAについて、損料により積算しています。 ② 2t車であっても搬入可能な現場事務所はあると考えています。そのため、時間的制約を受ける工事の補正については対象外としています。時間的制約を受ける工事の補正対象として、例えば労働者の集散場所(現場事務所)から施工地まで徒歩の移動時間を要し、作業時間に制約を受ける場合等が該当します。

問合せ先：和歌山森林管理署 総務グループ
 電話：050-3160-6120